
◎開会の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

7番、下川君から、一身上の都合により遅れる旨の連絡がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達していますので、令和7年第1回新ひだか町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、蚊野君、5番、田畑君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(福島尚人君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日に決定いたしました。

◎行政報告

○議長(福島尚人君) 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

〔町長 大野克之君登壇〕

○町長(大野克之君) おはようございます。行政報告の資料に基づきまして、私からは3点について御報告を申し上げます。

まず1点目でございますが、「ホッカイドウ競馬に関する要望活動について」ということで、令和6年12月25日に北海道知事、北海道議会に対しまして記載のとおりの要望事項2点につきまして活動を行ったところでございます。

2点目でございますが、「寄付について」でございます。昨年12月26日でございますが、記載の寄付者の方から御寄付をいただいたところでございます。寄付者の御厚志に感謝申し上げます。

3点目でございます。最後になります、「建設工事等に係る入札発注状況について」でございます。入札日は、令和6年12月5日から12月19日までの間に工事につきましては4件、委託業務に関しましては1件、合計5件の入札を執行してございます。この詳細につきましては次ページ

以降に記載してございますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 教育長。

[教育長 久保田達也君登壇]

○教育長(久保田達也君) 教育行政報告を申し上げます。

お手元に配付の資料に沿って報告いたします。1点目ですが、寄付についてでございますが、令和6年11月27日に馬を通じたふるさと教育事業として、また令和6年12月2日に新ひだか町奨学資金として寄付がございました。寄付者御厚志に感謝を申し上げ、有効に活用させていただきます。

次に、2点目ですが、令和6年度新ひだか町教育委員会表彰(教育奨励賞)についてでございますが、令和6年12月23日に本町の教育、文化及びスポーツにおいて優秀な成績を収めた1名に教育奨励賞を贈呈いたしました。詳細については記載のとおりとなりますので、お目通しをいただき、説明は省略させていただきます。受賞されました方のますますの御活躍を御期待申し上げます。

続いて、3点目の建設工事に係る見積発注状況についてでございますが、令和6年11月29日に屋内消火栓設備ポンプ取替え工事として随意契約により見積り合わせを実施いたしました。既に着工しており、令和7年3月31日を竣工予定としております。なお、本件につきましては、本来入札に付すべき案件となりますが、静内第三中学校の消防設備点検時において屋内消火栓ポンプの不具合が発見されまして、火災発生時の消火活動に支障を来す旨の報告を受けたところであり、生徒、教職員の安全を確保するため緊急的に対応する必要があったことから、随意契約としたものでございます。

以上で教育行政報告とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) これで行政報告は終わりました。

行政報告の質疑については、議案審議後といたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第4、「議案第1号 令和6年度新ひだか町一般会計補正予算(第7号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

[総務課長 佐藤礼二君登壇]

○総務課長(佐藤礼二君) おはようございます。ただいま上程されました議案第1号について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、国の補正予算においてエネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援を実施できるよう重点支援地方創生臨時交付金の予算が追加され、低所得者世帯支援対策としての給付金事業のほか、物価高騰対策として9,450万円が配分されたところでございまして、今回本交付金を活用した事業を予算計上しようとするものでございます。

それでは、議案の説明に入ります。議案第1号は、令和6年度新ひだか町一般会計補正予算(第

7号)でございます。

令和6年度新ひだか町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,836万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184億8,001万8,000円にしようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、繰越明許費の補正でございまして、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」のとおりでございます。

第3条は、債務負担行為の補正でございまして、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」のとおりでございます。

それでは、歳出の事項別明細書により御説明いたしますので、一般7ページをお開きください。3歳出でございます。2款 総務費、1項 総務管理費、13目 地方創生費では1億8,836万7,000円の追加計上でございます。事業目5 エネルギー・食料品価格等物価高騰対策事業(総務課)分の368万円及び3つ目の福祉課分、1億2,936万5,000円のうち消耗品費84万5,000円と通信運搬費20万円を除いた1億2,832万円の合わせて1億3,200万円が低所得者支援対策の給付事業で、賃上げや年金物価スライド等で賄い切れない部分をおおむねカバーするため対象者に対して給付金を支給するもので、令和6年12月13日を基準日とし、住民税が課税されている者の扶養親族等のみから成る世帯を除いた令和6年度住民税非課税の世帯に対して1世帯当たり3万円を支給するものと同世帯の子ども加算として18歳以下の子どもを扶養している世帯に対して、子ども1人当たり2万円を支給するものでございます。

事業費の内訳ですが、対象世帯を3,800世帯、子ども加算を400人と見込み、給付金を1億2,200万円のほか、職員に係る人件費、システム改修経費及び支給対象者への通知文等の印刷、発送に係る事務経費を計上してございます。なお、本事業につきましては令和6年度中に事業が完了しない見込みであることから繰越明許費を設定してございます。

事業目の2つ目、まちづくり推進課分では1,408万9,000円の計上で、エネルギー価格、物価高騰により厳しい経営を続ける町内の温浴施設である静内温泉、みついし昆布温泉蔵三及び恵比須湯の事業継続を図るため、燃油や光熱水費の高騰分の一部を支給するもので、各事業者の収支計画と実績額を比較し、1割を超える部分について支援しようとするものでございます。

事業目3つ目の福祉課分では、先ほどの給付金事業から除きました消耗品費84万5,000円と通信運搬費20万円の合わせて104万5,000円の独り親世帯等への地元農産物配付事業でございまして、食料品価格等の物価高騰に伴う低所得者の子育て世帯への支援を目的として地場産米を配付するもので、ひとり親家庭等医療費助成の適用を受ける世帯のうち、エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金の対象外となる課税世帯などや、令和6年12月13日の基準日から令和7年3月31日までの転入により対象となる世帯を見込み、計上してございます。

1枚おめくりください。事業目の4つ目、農政課分では214万3,000円の計上で、燃油と価格高騰の影響を受ける施設園芸農家のうち経営基盤が脆弱な認定新規就農者に対し、燃油やプラグ苗、出荷資材、出荷運賃の高騰分の一部を補助しようとするものでございます。なお、本事業の事業期間を令和6年10月から令和7年12月としており、年度をまたいで実施することから繰越明許費

を設定してございます。

事業目5つ目の水産林務課分は3,909万円の計上で、漁業用生産資材の価格高騰などにより漁業経営体の経営継続に対する意欲が減退している現状にあることから、漁業用生産資材の購入経費に対して漁業経営区分に応じた定額支援を行おうとするもので、定置網漁業80万円、刺し網、タコ、ツブ漁で5トン以上船に対し30万円、5トン未満船に対し25万円、船外機船20万円、昆布採取業10万円、その他漁業として拾い昆布、ウニ、ナマコ漁に8万円を補助しようとするものでございます。

なお、9ページ、10ページに給与費明細を添付しておりますが、説明は省略させていただき、後ほどお目通し願います。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の説明をいたしますので、一般6ページにお戻りください。2歳入でございます。歳入につきましては、国の重点支援地方創生臨時交付金を歳出計上額と同額となりますが、給付金事業に1億3,200万円、物価高騰対策の4つの事業に5,636万7,000円、合わせて1億8,836万7,000円を充当してございます。

次に、繰越明許費の設定について御説明いたしますので、一般3ページをお開きください。「第2表 繰越明許費補正(追加)」でございます。2款 総務費、1項 総務管理費、事業名、エネルギー・食料品等価格高騰支援事業では金額が1億3,200万円、事業名、新規就農者施設園芸燃油等価格高騰対策事業では金額が214万3,000円でございます。事業内容及び繰り越す理由につきましては、歳出で説明したとおりでございます。

次に、「第3表 債務負担行為補正(追加)」でございます。事項は物価高騰対応生活者等応援キャンペーン業務に係る債務負担行為、期間は令和7年度、限度額は1,199万4,000円でございます。当事業は物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、キャッシュレス決済サービスによるポイント還元事業を実施することにより生活者の消費の下支えを行うとともに、町内中小企業の消費喚起やキャッシュレス決済の普及による自治体DXの推進に寄与することを目的とするもので、事業実施期間中に町内の対象店舗でキャッシュレス決済、ペイペイを使って買物をする事で最大20%のポイントが付与されるもので、決済1回あたりでは最大2,000円相当まで、実施期間内で最大5,000円相当をポイント還元するもので、実施期間は令和7年4月から令和7年5月としております。なお、令和6年度は契約行為のみであるため、本債務負担行為に係る執行はございません。

また、物価高騰対策分の重点支援地方創生臨時交付金の配分額9,450万円のうち、今回の4つの事業に充当した残額で債務負担行為に設定した物価高騰対応生活者等応援キャンペーン業務を含む3,813万3,000円につきましては、令和7年度予算にて活用させていただくこととし、引き続き支援が必要となる事業の財源へ充当してまいりたいと考えてございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、川合君。

○11番(川合 清君) 何点かただしたいのですが、先日の全員協議会での資料を基にお聞きしたいと思っています。

1つは、低所得者支援対策で繰越明許が設定されているわけですが、手元に届くまでのスケジ

ジュールはどうかと考えているのか御答弁をお願いします。

2つ目は、農業者支援のところですが、新規就農者に対しての高騰対策を実施するとなっているのですが、認定新規就農者12戸分と出てくるのですが、この認定新規就農者というのは就農者の中の何人かとなるのですか。認定新規就農者の定義を答えていただきたい。

それから、3点目は漁業者向けなのですが、経営体によってランクが区分されているのですが、漁業用生産資材の購入経費に対して助成すると、こうなっているのですが、これは農業資材を購入した領収書を添付して、そして何ぼという、こういう申請になるのですか。少し説明をお願いします。

○議長(福嶋尚人君) 村岡福祉課長。

○福祉課長(村岡幸栄君) まず、1点目の低所得者支援の関係でございますけれども、給付のスケジュールについてでございますが、給付を速やかに、また正確に実施するためにシステム導入を行いまして、今後業者と協議を行って、システムの稼働時期によりまして支給時期は前後いたしますけれども、現在の見込みといたしましては初回の振込を3月上旬に実施したいと考えてございます。

それから、申請期限が5月30日までということにしておりますので、今回の給付金につきましても積極支給という形で、町のほうで口座情報を保有している方につきましては申請を必要としないで積極的にこちらのほうから支給するという部分で、その部分がおおよそ年度内、3月末までにはできるのではないかと考えているところでございます。

また、そのほかに口座情報を保有していない方につきましては、その後の支給ということになるということで考えてございまして、申請期限が5月までということでございますので、繰越明許を設定させていただいたというところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) 2点目の認定新規就農者の定義ということでございますけれども、これは認定農業者制度にのっとったものでございまして、就農してから5年間の方は全て認定新規就農者というような扱いになってございます。それで、今回対象としております認定新規就農者は12戸おりまして、ミニトマトの経営体が10戸、花きが2戸というような内訳になってございます。

そして、もう一つのこの事業の手の関係でございますけれども、事業主体はJAしずない、JAみついが事業主体となってございまして、この価格ですとか出荷経費等を実績に基づいて実績報告をもらいまして、それに基づいて補助金を交付していくというような手続になります。

○議長(福嶋尚人君) 新川水産林務課長。

○水産林務課長(新川兼一君) 私のほうからは3点目の事業に関しまして実績に応じて交付するののかという御質問に対してでございますが、この事業を計画するに当たりまして物価高騰に加えまして昨年の漁業情勢が非常に厳しいという実態を考慮して計画を立てました。その中で実績に応じて支払いをするということになりますと年度末の精算になるということで、今回この重点交付金を使う目的の一つとしましては、大変だった令和6年度を踏まえて令和7年度の漁業を継続していただく意欲を持ってもらいたいという考えの下、精算払いではなく定額払いとして来年度に向けて準備を進めるための資金にさせていただきたいという考えの下で今年度、令和6年度中にお支払いして、交付して、令和7年度に向けて体制を整えてもらいたいという考えの下でおりま

すので、実績、買ったものに対して領収書を添付してもらって、それに対して交付するという形ではなく、事前に資金を準備していただいて次年度以降に取り組んでもらいたいということで計画した事業でございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 支給時期再度お聞きしたいのですけれども、前回までは町のほうから口座の確認みたいな書類が来て、それを返送してすぐ振り込まれる、こういうのが主体になると考えていいのですか。それで、3月上旬にはあらかじめ給付受け取ることができるようになる。ただ、その他その確認作業がどうしても残る人については来年度にまたがる、そういう理解でよろしいですね。

それと、漁業のやつは令和7年度の準備作業のためにまずお届けしますと、頑張ってくださいと、こういう趣旨での給付事業という理解でよろしいですね。

○議長(福嶋尚人君) 村岡福祉課長。

○福祉課長(村岡幸栄君) 給付金の支給時期についてでございますけれども、先ほどの答弁と重複しますが、町のほうでこれまでの給付金の事業で口座情報を保有している世帯の方につきましては、3月の月上旬頃になると思っておりますけれども、皆さんに通知が行きます。その通知は、口座情報を保有している方については、いついつ支給しますというような内容の通知になっておりまして、特段申請は必要ないということになります。これらの世帯数につきましては、対象者世帯の大体9割ほどを予定しているところでございますので、9割の方につきましては3月末までには、早ければ3月上旬ということになりますけれども、3月中には給付は完了するという予定でございます。

それから、口座情報を保有していない方につきましては、従前どおり申請書を送付いたしまして、口座情報を書いていただいて返送いただいて、それからチェックなどを行いまして支給をするというような流れになりますので、3月上旬に御案内をしてもすぐ支給ができないということがありますので、申請期限も5月30日までということで設定しておりますので、その分は来年度の支給というような形で進むと予定しております。

○議長(福嶋尚人君) 新川水産林務課長。

○水産林務課長(新川兼一君) 2点目の御質問なのですけれども、川合議員から御質問のありましたとおり、今年の操業に向けて準備が必要になってくるという状況でございますので、そういったものに対して支援をするということで考えております。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 町長、今回の国の総合経済対策の指針で誰一人取り残されない、こういう指針でこの予算ができていますと思っています。うちの町は今まで灯油がリッター100円を超えたときに灯油高騰対策支援給付金と、こういうもので実施してきたのですが、そういう意味ではスピードの面でも規模の面でも非常に不十分な予算だと考える。えりも町みたいに全町民1人当たり1万円とは言いませんけれども、せめて1世帯1万円くらいの給付金事業は考えなかったのかどうか、検討はされたのかどうか……

○議長(福嶋尚人君) 川合君、御存じだから質問していると思うのですけれども、この項目についてだけの質疑ですから。

○11番(川合 清君) いや、だからさ。この予算……

- 議長(福島尚人君) どこについて質疑しているのですか。
- 11番(川合 清君) この予算編成について……
- 議長(福島尚人君) いや、では駄目です。
- 11番(川合 清君) こういうことを考えなかったのかって聞いているのです。
- 議長(福島尚人君) いや、駄目です。川合君が御存じのとおり、言いながら、知っていると思
うのだけれども、一般質問ではありませんから駄目です。
- 11番(川合 清君) いやいやいや。
- 議長(福島尚人君) 項目についてだけの質問です。
- 11番(川合 清君) 何言っているのよ。
- 議長(福島尚人君) いいのですか、質問は。質疑いいのですか。
- 11番(川合 清君) では、いい。駄目だって言うから。
- 議長(福島尚人君) そうです。だから、個別のことについてだけ質疑を求めていますから。川合君もそれ御存じでしょう。
- 11番(川合 清君) 予算編成について聞いている……
- 議長(福島尚人君) いいのですか、質疑しなくて。
3番、建部君。
- 3番(建部和代君) 物価高騰対応生活者等応援キャンペーンの事業で確認をさせていただきたいのですけれども、ペイペイでやるということで、キャッシュで、それはそれでいいなとも思っていますけれども、ただ1点確認したいのですけれども、対象店舗の関係なのですからけれども、町内のペイペイ加盟店の後に対象外となる店舗があるということなのですからけれども、まだはっきりはしていないと思うのですけれども、どういうお店が対象外になるのか、もし分かれば教えてください。
- 議長(福島尚人君) 森まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長(森 勝利君) 対象外となる店舗についてでございますけれども、対象店舗につきましては、まず中小企業基本法第2条の規定に基づく中小企業者と指定してございます。でありますので、スーパーであったり大型店は除かれるということになります。
- もう一方、あと新ひだか町商工会の会員である者が営んでいる店舗というふうな条件もつけたいと考えてございます。それらの中で対象外となる取引というものも設定してございまして、例えば町の窓口で公共料金ですとか、納税の支払いの関係ですとか、あと換金性の高いものへの支払いですとか、そういったものは除外となるのですけれども、それに加えまして販売たばこの購入、こちらがちょっと除外の対象になるということで、こちら財務省の見解で、たばこにつきましてはたばこ事業法で定価での販売というものが義務づけられておりまして、そのポイントを付与ということになりますと定価外販売に該当するというような扱いと考えるということがございまして、コンビニ業界とキャッシュレス事業者の間で協議を行った結果、コンビニについてはレジでの対応が徹底できないということで不参加ということが示されておりますので、コンビニエンスストアも対象外と考えてございます。
- 議長(福島尚人君) 3番、建部君。
- 3番(建部和代君) 対象外を除いてどれぐらいの店舗が、まだはっきり分からないで、どれぐらいの予定なのかをもし分かれば教えていただきたいのですけれども。

○議長(福島尚人君) 森まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(森 勝利君) 対象となる店舗の数ということでございますけれども、今その除外されるであろう店舗も含めまして、昨年の数字で町内に273店ペイペイの登録があると確認してございます。ここから大型店ですとか、先ほど言ったコンビニエンスストアですとかが対象外になるということになりますので、想像ですけれども、およそ半分ぐらいになるのではないかと。また、一方でこれを機に登録するという新たな店舗も見込まれますので、そこを増やしていく取組をしたいと考えてございます。

○議長(福島尚人君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第1号に対して討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第1号 令和6年度新ひだか町一般会計補正予算(第7号)」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第5、「議案第2号 新ひだか町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤礼二君登壇〕

○総務課長(佐藤礼二君) ただいま上程されました議案第2号について御説明いたします。

令和6年8月8日付の人事院勧告を受け、12月定例会において給料表及び期末、勤勉手当等の改正案を上程し、議決をいただいたところですが、今回の条例改正につきましては同じく人事院勧告に係る令和7年4月1日施行分の改正について改正内容や経過措置規定等の詳細が国から示されたことから、本件につきましても同様に改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について御説明をいたします。議案第2号は、新ひだか町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。新ひだか町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

1枚おめくりください。改正条例でございます。条例改正の内容につきましては、議案第2号参考資料の説明要旨により御説明いたしますので、議案の32ページをお開きください。

条例改正につきましては2条構成になっておりまして、初めに1の第1条による改正の(1)給料表の改正で別表第1、行政職給料表から別表第3、福祉職給料表、ページでまいりますと4ペ

ージから16ページの給料表の関係となりますが、係長職以上の各給与の初号の額を引き上げるものでございまして、若手、中堅層が早期に昇格した場合や民間人材等の採用時の処遇を確保する観点から給料表の最低水準を引き上げるもので、医療職や福祉職の給料表についても同様に引き上げる改正を行うものでございます。

次に、(2)の扶養手当の改正(第17条関係)でございまして、配偶者に係る手当を廃止し、表に記載しておりますとおり、子どもに係る手当を現在の月額1万円から1万3,000円に引き上げるもので、受給者の影響を少なくする観点から2年間で段階的に実施するものでございます。

次に、(3)の単身赴任手当の改正(第20条関係)でございまして、これまでは派遣などの移動時に要件に該当する場合に単身赴任手当を支給しておりましたが、人材確保の観点から採用時において単身赴任を余儀なくされる職員に対しても手当を支給することができるよう支給要件を拡大するものでございます。

次に、(4)の地域手当の導入(第20条の2関係)の改正でございまして、国の地域手当の支給地域単位の広域化を機に当町においては主に職員が北海道庁に派遣される場合など、札幌市で勤務することとなった際に地域における物価等を考慮して法律で定められた割合を勤務を命ぜられた職員の給料月額に乗じて地域手当として支給するものでございます。なお、参考として米印に記載しておりますが、札幌市は5級地で4%となっております。

次に、(5)の管理職員特別勤務手当の改正(第29条関係)でございまして、次のページにまたがりませんが、管理監督職員が災害対応や緊急の必要により正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合において、勤務実態に応じた適切な処遇を確保するため、平日深夜に係る支給対象時間を33ページ上段に記載しております午後10時から午前5時までに拡大するものでございます。

次に、(6)の定年前再任用短時間勤務職員への手当支給の拡大(第36条関係)の改正でございまして、定年前再任用短時間勤務職員には適用除外となっております住居手当と寒冷地手当を新たに支給対象とするものでございます。

次に、2の第2条による改正で、(1)の暫定再任用職員への手当支給拡大(改正附則第15条関係)でございまして、暫定再任用制度は地方公務員法の一部改正に伴い令和5年4月1日に施行した職員の定年の引上げに際し、もともとの再任用制度が当該整備条例の改正附則に経過的な措置がなされているところです。今回の改正では、暫定再任用職員につきましても定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用除外となっていた住居手当と寒冷地手当を新たに支給対象とするものでございます。

3の施行期日等でございます。この条例は、令和7年4月1日から施行しようとするものでございますが、次の経過措置を設けることといたします。

(1)は、給料表の改正に関する経過措置でございまして、令和7年度の給料表の改正に伴い令和7年4月1日、以下切替え日と申しますが、切替え日の前日から引き続き在職する職員であった者の給料月額については、切替え日において新号俸となった場合でも同じ給与月額となるよう改正条例の附則、ページでまいりますと20ページから31ページになりますが、別表として切替え表を定めるものでございます。

(2)は、扶養手当に関する経過措置でございまして、2年間で段階的に改正するため、令和7年度における扶養手当の月額の見替を附則に制定するものでございます。

(3)は、その他関係条例の改正でございまして、地域手当の導入に伴い関係条例の整合性を図

るため、所要の改正を行うものでございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、木内君。

○10番(木内達夫君) 確認したいのですが、言葉なのですが、私の勉強不足かもしれませんが、暫定再任用職員の中で暫定再任用職員という言葉と定年前再任用短時間勤務職員、これどういう方を、どういう職業を言うのですか。

○議長(福嶋尚人君) 佐藤総務課長。

○総務課長(佐藤礼二君) まず、定年前再任用短時間勤務職員ですが、こちらは令和5年から定年延長がなされてございまして、通常であれば60歳で役職定年、役職ついていない方も、管理職なんかは役職定年ということでの任用になります。これ段階的に要綱になってございまして、今は2年目となりますが、フルで働かれる方は普通の職員としての対応でございまして、働き方改革等を考慮してフルではなく短時間、5時間、6時間という中で勤務を続けたいというような職員、こういうような職員を定年前再任用短時間勤務職員と申します。今当町では該当者はおりませんが、そういう職員に対しても人材確保という観点から、なかなか新規採用の募集も減少している中で経験ある役場職員を継続して、環境を整備して確保していこうという観点から今回手当のほうの支給をしようとするものでございます。

暫定再任用職員に関しましては、退職されて役職定年の制度の前に退職された方で5年間まで働けますよと、フルタイムで5年間、ここも短時間という選択もあるのですが、役職定年前の60歳定年で、そこから5年間働けますよというところの職員、もともとは再任用職員と申し込んでいたのですが、この役職定年制度が導入してからは暫定再任用職員というような言い回しになってございまして、今63歳からの職員の方、年代的にはです。そちらが暫定再任用職員ということで65歳まで働ける。役職定年制度が65歳までいくと暫定再任用職員というのはいなくなるというような形になります。

○議長(福嶋尚人君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第2号に対して討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第2号 新ひだか町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長(福嶋尚人君) これから行政報告に対する質疑を行います。

報告事項のみについて質疑願います。

10番、木内君。

○10番(木内達夫君) 入札の件なのですけれども、資料の中で河川埋塞土除去工事その3、松尾建設株式会社辞退。それから、工事その4ですか、これも松尾建設株式会社辞退。この辞退の理由は何ですか。

○議長(福嶋尚人君) 大前契約管財課長。

○契約管財課長(大前友洋君) 辞退の理由は、業務多忙により技術者の配置ができないという形で辞退されています。

○議長(福嶋尚人君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長(福嶋尚人君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上で令和7年第1回新ひだか町議会臨時会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

(午前10時17分)